三　製品等を特別国際種事業者以外の者に譲渡し又は引渡しをした場合にあっては、次に掲げる事項

イ　譲渡し又は引渡しをした製品等の数量及び主な特徴

ロ　譲渡し又は引渡しをした年月日

ハ　譲渡し又は引渡しをした後の製品等の在庫量

（特別国際種事業者が行う電磁的方法による保存）　（新規）

第十九条　法第三十三条の十一第二項の規定により書類に記載しなければならない事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって同項に規定する当該事項が記載された書類の保存に代えることができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、環境大臣及び経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（特別国際種事業に係る陳列又は広告の表示方法）　（新規）

第二十条　法第三十三条の十一第三項の陳列又は広告は、公衆の見やすいように表示する方法により行うものとする。

（特別国際種事業に係る陳列又は広告の表示事項）　（新規）

第二十一条　法第三十三条の十一第三項の環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　特別国際種事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別

三　特別国際種事業者の登録の有効期間の満了の日

（法第三十三条の十四第三項の証明書の様式）　（新規）

第二十二条　法第三十三条の十四第三項の証明書の様式は、様式第二のとおりとする。

（事業登録機関の登録の申請等）　（新規）

第二十三条　法第三十三条の十五第二項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　事業登録関係事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　事業登録関係事務を開始しようとする年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

三　申請者が法第三十三条の十五第四項第一号及び第二号の規定に適合することを説明した書類

四　申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

五　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類